

令和4年度公益財団法人中央果実協会公募事業  
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業（有機果樹栽培の導入の取組）  
実施要領

1 事業の目的

この事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、加工専用園地における有機栽培への転換に要する経費を交付する事業とし、加工専用園地における有機栽培への転換に向けた取組の実施を支援する。

2 事業の内容

本事業の目的を達成するため、以下の取組を行う。

- (1) 地域に即した有機栽培の導入に向けた検討会の開催、事例調査等
- (2) 加工専用園地における有機栽培への転換
- (3) 取組の成果に係る報告書の作成

3 事業実施者

事業実施者は、①生産出荷団体、②生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び③生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

4 補助率、補助額の上限

2の(1)及び(3)については、補助率は定額とする。補助額は、事業の実施に必要な額とする。

2の(2)については、補助率は定額（15万円/10a以内）とする。補助額は、事業の実施に必要な額とする。

5 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象となる経費は、次のとおり。

- ① 検討会の開催及び事例調査については、検討会資料印刷費、検討会会場借上費、委員旅費・謝金、事例調査に係る旅費・調査員手当、アルバイト賃金 等
- ② 有機栽培への転換については、施肥・防除等に要する資材費
- ③ 報告書作成費については、外部委員への執筆謝金、印刷製本費 等

ただし、事業実施者が消費税の課税事業者である場合、上記経費に係る消費税仕入控除税額については、仕入税額として納付税額からの控除の対象となるため、補助の対象としない。

(2) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とする。

6 事業実施者の公募及び補助金の交付決定

(1) 上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）は業務方法書及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。

(2) 応募しようとする者は、別紙様式（1）の補助金交付申請書に必要事項を記入し、事業実施計画を添えて、2部（うち代表者印のある書類は1部）を中央果実協会に提出する。

ただし、事業実施者が、果樹農業振興特別措置法第4条の4第2号に規定する都道府県法人が設立されている都道府県の区域を越えないでこの事業を行う場合にあっては、当該都道府県法人に提出するものとし、6（4）から10の手続きについても都道府県法人を通じて行うものとする。

(3) 事業実施計画の採択に当たっては、下記ア～オの事項に留意するものとする。なお、この際、事業実施計画の一部修正等採択に当たっての条件を付すことがある。

ア 事業実施計画に沿って、事業を的確に実施できると見込まれること。

イ 本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

ウ 2の（1）は、次項の場合を除き、同一の事業実施者に対し2年連続では採択しないものとする。

エ 2の（2）を実施する場合、2の（2）を実施した年度及びその後2年間は、2の（1）を実施し、2の（3）の報告書を提出することとする。

オ 2の（2）は、同一園地における実施は1回限りとする。

カ 2の（2）は、有機JAS規格に則った取組を対象とする。

(4) 中央果実協会は、採択の可否について応募者に通知するとともに、事業実施計画が採択された応募者に対し補助金の交付決定を行う。

## 7 事業の実施期間

令和5年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

## 8 事業の実績報告

事業実施者は、事業を完了したときは別紙様式（2）事業実績報告書兼補助金支払請求書により速やかに中央果実協会に報告するものとする。報告の期限は令和5年3月7日とする。

## 9 補助金の額の確定と支払い

(1) 中央果実協会は、前項の事業実績報告書兼補助金支払請求書の内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、事業実施者に支払う。

(2) 補助金の確定額は、補助事業に要した実支出額（2の（2）については、15万円/10aに事業を実施した面積を乗じた額）の合計と6の（4）の交付決定額とのいずれか低い額とする。

## 10 事業の実施に係る留意事項

(1) 3の②の生産出荷団体と連携して取り組む事業者は、事業の申請時に、連携を確認できる書類を添付する。

なお、連携を確認できる書類は、補助金交付申請書の提出時に添付することを原則とするが、やむを得ない場合は、採択後、速やかに提出することとする。

(2) 本事業は国内における加工・業務用需要に向けた加工専用園地の育成を目的とするため、加工原料の輸出等海外向けの調査・取組は補助の対象としない。(輸出を念頭に置いた加工品を国内で製造する場合は差し支えない。)

(3) 事業実施者は、事業の実施中に変更を生じた場合は、速やかに中央果実協会に通知するものとする。

## 11 その他

(1) 本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)等が適用される。

(2) 事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(3) 事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など)を行うこととする。

(4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、補助金を支出しない。

(5) 上記10の(3)の事業の変更のうち、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項については、上記6の(2)に準じて補助金の変更交付申請を行うとともに、計画の変更を行う。なお、これら以外の軽微な変更については実績報告をもって代えることができる。ただし、補助金の変更交付を申請して承認された場合を除き、補助金の額は補助事業に要した実支出額と当初の交付決定額とのいずれか低い額とする。

## 12 事業の内容についての問い合わせ先

(公財) 中央果実協会 横井、今井

電話 03-3586-1381

ウェブサイト <https://www.japanfruit.jp/contact>